

感染症発生動向調査に基づく流行の警報および 注意報システムによる情報提供要領

1 目的

県内における感染症発生動向調査の定点把握感染症のうち、流行状況を早期に把握する必要がある疾病について、流行の原因究明や拡大阻止対策を講ずるため、医療機関関係者および県民に対して注意喚起を行うことを目的とします。

2 実施主体および実施機関

(1) 実施主体

滋賀県

(2) 実施機関

滋賀県感染症情報センター(以下「情報センター」という。)

3 警報および注意報の発令基準

厚生労働科学研究費補助金（新興・再興感染症研究事業）による「効果的な感染症サーベイランスの評価並びに改良に関する研究」における「感染症発生動向調査に基づく流行の警報・注意報システム」（以下「警報・注意報システム」という。）の基準を適用します。

4 対象疾患

警報・注意報システムで基準値が定められている以下の疾患とします。

- (1) インフルエンザ
- (2) 咽頭結膜熱
- (3) A群溶血性レンサ球菌咽頭炎
- (4) 感染性胃腸炎
- (5) 水痘
- (6) 手足口病
- (7) 伝染性紅斑
- (8) 百日咳
- (9) ヘルパンギーナ
- (10) 流行性耳下腺炎
- (11) 急性出血性結膜炎
- (12) 流行性角結膜炎

5 情報提供の方法および時期

(1) 情報提供の方法

発令時

情報センターは、県のホームページに掲載している滋賀県感染症情報(Shiga

Infectious Diseases Report (以下「S I D R」という。))に警報・注意報システムから得られた情報を「警報」または「注意報」として掲載するとともに、健康長寿課に提供します。

健康長寿課は、滋賀県医師会、滋賀県病院協会、総務部総務課、県教育委員会事務局スポーツ健康課、健康福祉部内各課および各保健所に情報を提供し、必要に応じ報道機関に資料提供します。

また、保健所は県内市町等関係機関に情報を提供することとします。

解除時

情報センターは、県のホームページに掲載している「S I D R」に「警報の解除」または「注意報の解除」として掲載します。

(2)情報提供の時期

「警報」の発令

別紙「警報・注意報の基準値」の警報の「開始基準値」を超える全ての保健所の管内人口の合計が、県人口全体の30%を超えた場合に発令します。

「警報」の継続

別表「警報・注意報の基準値」に基づき、継続の基準を以下のとおりとします。

ア 警報の「終息基準値」以上である時は、保健所の管内人口の合計が、県人口全体の30%を超えている場合、継続して発令します。

イ 流行が終息傾向となり、継続発令である基準に満たない場合であっても、情報センターは学識経験者等の意見を参考に、健康長寿課と協議の上、継続して発令することができることとします。

「警報」の解除

別表「警報・注意報の基準値」に基づき、解除の基準を以下のとおりとします。

ア 警報の「終息基準値」を超える全ての保健所の管内人口の合計が、県人口全体の30%未満になった時点で解除します。

イ 学識経験者等の意見を参考に発令を継続している場合、地域での継続した流行が見られない、または終息が確認された時点で、情報センターは健康長寿課と協議の上、解除することとします。

「注意報」の発令

別表「警報・注意報の基準値」の注意報「基準値」に達した時に発令します。

「注意報」の継続

別表「警報・注意報の基準値」に基づき、継続の基準を以下のとおりとします。

ア 各対象疾患（インフルエンザ、水痘、流行性耳下腺炎の3疾患のみ）の注意報の「基準値」以上で警報の「開始基準値」に達するまでの間は、継続して発令し

ます。

イ 地域での流行が終息傾向となり、「注意報」の基準に満たない場合であっても、情報センターは学識経験者等の意見を参考に、健康長寿課と協議の上、継続して発令できることとします。

「注意報」の解除

別表「警報・注意報の基準値」に基づき、解除の基準を以下のとおりとします。

ア 各対象疾患（インフルエンザ、水痘、流行性耳下腺炎の3疾患のみ）の注意報の「基準値」を下回った時に解除します。

イ 学識経験者等の意見を参考に発令を継続している場合、地域での継続した流行が見られない、または終息が確認された時点で、情報センターは健康長寿課と協議の上、解除することとします。

6 その他

(1)医療機関における長期休診時のサーベイランスデータの取り扱いについて

医療機関における長期休診時（＊）の発生動向調査報告数（定点把握対象疾患）は、全県的な発生状況を反映していない場合があるため、警報および注意報の発令・解除については該当期間を含む週を除いて判断することとします。

（＊）冬季（年末年始）、春季（ゴールデンウィーク）、夏季（8月15日前後）

(2)この要領に定めるもののほか、必要な事項は健康長寿課長が別に定めます。

付 則

この要領は、平成17年1月1日から施行する。

付 則

この要領は、平成18年11月1日から施行する。

付 則

この要領は、平成20年11月1日から施行する。

付 則

この要領は、平成21年5月20日から施行する。

付 則

この要領は、平成22年7月2日から施行する。

付 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

別 表

警報・注意報の基準値

対象疾患	警報		注意報
	開始基準値	終息基準値	基準値
インフルエンザ	30	10	10
咽頭結膜熱	3	1	-
A群溶血性レンサ球菌咽頭炎	8	4	-
感染性胃腸炎	20	12	-
水痘	7	4	4
手足口病	5	2	-
伝染性紅斑	2	1	-
百日咳	1	0.1	-
ヘルパンギーナ	6	2	-
流行性耳下腺炎	6	2	3
急性出血性結膜炎	1	0.1	-
流行性角結膜炎	8	4	-

注1 「開始基準値」、「終息基準値」および「基準値」は、すべて定点あたりの数値です。

注2 「注意報」欄の「-」は、注意報対象外の疾患です。

滋賀県腸管出血性大腸菌感染症多発警報発令要領

1 目的

この要領は、腸管出血性大腸菌感染症が頻発し、集団感染の発生やその恐れがある場合、県民に対して注意喚起を行い、発生の予防や拡大防止を図ることを目的とする。

2 実施主体および実施機関

(1) 実施主体

滋賀県

(2) 実施機関

滋賀県感染症情報センター(以下「情報センター」という。)

3 警報の発令

(1) 名称

警報の名称は「腸管出血性大腸菌感染症多発警報」とする。

(2) 発令基準

警報発令の基準は、月曜日から日曜日の7日間を1週間として、次に掲げる場合とする。ただし、同居家族内に複数名の患者等が発生した場合は1名として取り扱う。

- ①県下全域において3週連続して2名以上患者等が発生した
- ②県下全域において1週間に3人以上患者等が発生した
- ③その他重症例の発生やその恐れがある等、特に緊急に注意喚起が必要な事態が生じた

(3) 発令区域

原則として滋賀県全域とするが、発生状況等により区域を限定する。

(4) 発令期間

警報の発令期間は発令の日から翌週の日曜日までとする。

4 情報提供の方法および時期

(1) 情報提供の方法

情報センターは、警報が発令された場合には、県のホームページに掲載している滋賀県感染症情報(Shiga Infectious Diseases Report (以下「S IDR」という。))に「警報」として掲載するとともに、健康長寿課に提供する。

また、健康長寿課は、報道機関に資料提供するとともに滋賀県医師会、滋賀県病院協会、総務部総務課、県教育委員会事務局スポーツ健康課、健康福祉部内各課および各保健所に配布する。

保健所は管内市町等関係機関に配布する。

(2) 情報提供の時期

① 「警報」の発令

警報の発令基準に該当した場合、該当した日に発令する。

② 「警報」発令中の取扱い

警報発令期間中に再度、発令基準に該当した場合、発令期間が同じ場合は改めて警報発令は行わないこととする。

5 その他

(1) この要領で定める1週間の単位を月曜日から日曜日の7日間とする。

(2) この要領に定めるもののほか、必要な事項は健康長寿課長が別に定める。

付 則

この要領は、平成20年8月18日から施行する。

付 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

滋賀県感染症発生動向調査企画委員会設置要綱

1 目的

滋賀県感染症発生動向調査事業実施要綱の第4の3に基づき滋賀県感染症発生動向調査企画委員会（以下「企画委員会」という。）を設置する。

2 協議事項

企画委員会は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 感染症情報の解析・評価に関すること。
- (2) その他事業に関すること。

3 組織

- (1) 企画委員会は10名以内で組織する。
- (2) 委員は次に掲げる者のうちから、衛生科学センター所長が委嘱する。
 - (ア) 小児科、内科、微生物学、疫学等の専門家
 - (イ) 学識経験者
 - (ウ) 行政機関の職員
- (3) 会長は、委員の互選によって定め、会務を総理する。
- (4) 会長に事故あるときは、会長の指名する者がその職務を代理する。

4 会議

- (1) 企画委員会の会議は、会長が必要と認めるときに招集する。
- (2) 企画委員会で必要があると認めたときは、委員以外の出席を求め、意見を聞くことができる。

5 任期

- (1) 委員の任期は2年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。
- (2) 委員は再任を妨げない。

6 委任

この要綱に定めるもののほか企画委員会に関し、必要な事項は別に定める。

7 事務局

企画委員会の事務は、衛生科学センターにおいて処理する。

付 則

この要綱は、平成14年1月8日から施行する。

付 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

滋賀県感染症発生動向調査企画委員会委員名簿
(平成24年度)

選出区分	氏 名	役 職 等
医師会	田中 和彦	滋賀県医師会理事
病院協会	大野 辰治	大津赤十字病院 副院長補佐・第一内科部長
学識経験者	山田 明	滋賀県立大学人間看護学部教授
保健所長会	寺尾 敦史	滋賀県保健所長会長
感染症担当者	佐藤 美由紀	滋賀県大津市保健所保健予防課長
感染症担当者	佐野 幸代	滋賀県彦根保健所健康衛生課課長補佐
行政機関	角野 文彦	滋賀県健康福祉部技監
行政機関	井上 剛彦	滋賀県衛生科学センター所長

滋賀県ウイルス感染症実態調査実施要領

1. 目的:

感染症発生動向調査事業は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づき行っており、感染症に関する患者情報および病原体情報を迅速に収集し、解析し、提供(公表)することにより、感染症の発生および拡大防止の資料にすることを目的として実施されている。

このうち、病原体の調査については、県内 10 医療機関の病原体定点(基幹定点 7ヶ所、小児科定点4ヶ所、インフルエンザ定点 5ヶ所、眼科定点 1ヶ所および STD 定点 1ヶ所)からの検体を対象として調査を実施している。

調査のより正確な把握と解析精度向上ため、病原体定点に追加して協力医療機関を定め、ウイルス実態調査を実施する(対象疾患は別表に定める)。

2. 調査期間:通年

3. 実施主体:滋賀県衛生科学センター

4. 協力機関:滋賀県の要請に基づき同意(様式1)を得られた機関とする。

5. 検体採取:採取に使用する綿棒および培地等は、衛生科学センターが準備をする。

検体は、協力機関が採取し、様式2に必要事項を記入する。

検体採取にかかる技術料は無償とする。

6. 検査方法:衛生科学センターは、国立感染症研究所病原体マニュアルに準拠してウイルス検査を行う。

7. 調査費用:衛生科学センター調査研究費をてる。

8. 調査結果:検査結果については、様式 2 ウィルス検査成績書により協力機関に報告する。ウィルス検出データは病原体定点の検出データとあわせて、集計をし、健康長寿課、保健所、医師会、定点病院および協力病院などに報告する。

また感染症発生動向調査に準じて国へも報告する。

個人情報については、滋賀県個人情報保護条例に準拠する。

付則 この要領は平成 24 年 11 月 1 日から実施するものとする。

別表

1. 調査対象疾患および検査材料

対象疾患	検査材料
咽頭結膜炎	鼻腔・咽頭ぬぐい液、眼ぬぐい液、糞便
感性性胃腸炎	糞便、鼻腔・咽頭ぬぐい液
流行性耳下腺炎	鼻腔・咽頭ぬぐい液、唾液
手足口病	鼻腔・咽頭ぬぐい液、糞便
ヘルパンギーナ	鼻腔・咽頭ぬぐい液、糞便、水疱内容
急性脳炎*	唾液、鼻腔・咽頭ぬぐい液、糞便
無菌性髄膜炎	唾液、鼻腔・咽頭ぬぐい液、糞便、血清
急性出血性結膜炎	結膜ぬぐい液(眼脂)
流行性角膜炎	結膜ぬぐい液(眼脂)
インフルエンザ	鼻腔・咽頭ぬぐい液、うがい液
麻疹	鼻腔・咽頭ぬぐい液、血液、尿
呼吸器症状	鼻腔・咽頭ぬぐい液

2. 調査対象疾患および検索ウイルス

対象疾患	分離(検出される)主なウイルス
咽頭結膜炎	アデノウイルス
感性性胃腸炎	アデノウイルス、エンテロウイルス、ノロウイルス、サポウイルス、アストロウイルス、アイチウイルス、ロタウイルス
流行性耳下腺炎	ムンプスウイルス
手足口病	エンテロウイルス
ヘルパンギーナ	エンテロウイルス、アデノウイルス
急性脳炎*	エンテロウイルス、インフルエンザウイルス、ヘルペスウイルス
無菌性髄膜炎	エンテロウイルス、ムンプスウイルス
急性出血性結膜炎	エンテロウイルス
流行性角膜炎	アデノウイルス
インフルエンザ	インフルエンザウイルス
麻疹	麻疹ウイルス
呼吸器症状	RSウイルス、ヒトメタニュウーモウイルス、ボカウイルス

様式1

同 意 書

平成 年 月 日

滋賀県衛生科学センター所長 様

医療機関所在地

医療機関名

代表者氏名

ウイルス感染症実態調査について調査要領に基づき協力に同意します。

ウイルス検体調査個票

医療機関名				主治医				
材料: それぞれの採取日を記入してください								
鼻腔ぬぐい液		咽頭ぬぐい液	糞便	膿液	尿	血液	その他()	
月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	
患者	IDまたは氏名			男・女	生年月日	年 月	日生	
	住所(市町村名のみ)							
診断名								
発病日	年 月 日							
*臨床的事項	無症状		胃腸炎(下痢、血便、嘔気、嘔吐、腹痛) 角膜炎 結膜炎 角結膜炎					
	発熱(最高 °C)		角膜炎 結膜炎 角結膜炎					
	上気道炎、下気道炎(肺炎、気管支炎)		脳膜炎 意識障害 麻痺(部位)					
	口内炎、発疹(水痘、丘疹、紅斑、バラ疹)		中枢神経症状(脳炎、脳症、脊髄炎、その他)					
	関節痛／筋肉痛 頭痛		循環器障害(心筋炎、心膜炎、心不全)					
	出血傾向 けいれん		黄疸、肝機能障害					
	リンパ節腫脹(腫脹部位)		腎機能障害(HUS、血尿、乏尿、蛋白尿、多尿、腎不全)					
ショック症状(低血圧、循環不全)		尿路生殖器症状						
基礎疾患								
発生状況*		散発 地域流行 家族内発生(有 無) 集団発生(有 無)(発生場所)						
最近の海外渡航歴		国名: 期間: 年 月 日～ 年 月 日						
ワクチン接種歴		ワクチン名 最近の接種月日						
転 帰*		経過観察中 軽快 治癒 死亡(原因)						
主治医から衛生科学センターへの連絡事項(発生状況など特記事項)								

*印には、該当事項に○をお願いします。

ウイルス検査成績

ウイルス名	型	成績	検出材料	報告年月		検査経過	備考
				中間	最終		
コクサッキー		検出・不検出				検査中・検査終了	
エンテロ		検出・不検出				検査中・検査終了	
ライノ		検出・不検出				検査中・検査終了	
RS		検出・不検出				検査中・検査終了	
ヒトメタ		検出・不検出				検査中・検査終了	
ボカ		検出・不検出				検査中・検査終了	
アデノ		検出・不検出				検査中・検査終了	
ロタ		検出・不検出				検査中・検査終了	
ノロ		検出・不検出				検査中・検査終了	
サボ		検出・不検出				検査中・検査終了	
アストロ		検出・不検出				検査中・検査終了	
アイチ		検出・不検出				検査中・検査終了	
その他		検出・不検出				検査中・検査終了	
		検出・不検出				検査中・検査終了	

感染症発生動向調査の定点医療機関(指定届出機関)の一覧

(平成24年度)

新規・ 継続の別	管轄保健所	医療機関の名称	医療機関の所在地	インフルエンザ (内科)	小児科	眼科	STD		基幹定点	疑似症
							産婦人科	泌尿器科・ 皮膚科		
継続	大津市	大津市民病院	大津市本宮2丁目9-9	○	○	○	○	○	○	○
継続	大津市	大津赤十字病院	大津市長等1丁目1-35	○	○	○	○			○
継続	大津市	ハッピーねもとクリニック	大津市御幸町1-27	○						○
継続	大津市	藤岡内科医院	大津市黒津2丁目2-3	○						○
継続	大津市	小児科 伊吹医院	大津市蓮池町7-3		○					○
継続	大津市	おの医院	大津市青山3丁目13-11		○					○
継続	大津市	医療法人明光会 まつだ医院	大津市大萱2丁目4-20		○					○
継続	大津市	小児科 藤井医院	大津市仰木の里東1丁目16-2		○					○
継続	大津市	米村小児科	大津市栄町4-3 昂ビル2階		○					○
継続	草津	済生会滋賀県病院	栗東市大橋2丁目4-1	○	○	○		○	○	○
継続	草津	守山市民病院	守山市守山4丁目14-1	○	○			○		○
新規	草津	医療法人 ひえだ医院	滋賀県栗東市辻251-5	○						○
継続	草津	えとうクリニック	野洲市吉地1193-1	○						○
新規	草津	医療法人パームこどもクリニック	栗東市野尻440		○					○
新規	草津	かさやま小児科	草津市笠山4丁目12-57		○					○
継続	草津	医療法人 西藤こどもクリニック	守山市播磨田町1052-2 メディカルツイン1階		○					○
継続	草津	希望が丘クリニック	野洲市市三宅2354		○					○
継続	甲賀	公立甲賀病院	甲賀市水口町鹿深3-39	○	○	○		○	○	○
継続	甲賀	甲賀市立信楽中央病院	甲賀市信楽町長野473	○	○					○
新規	甲賀	医療法人 寺井医院	甲賀市甲南町希望ヶ丘本町6丁目857-81	○						○

感染症発生動向調査の定点医療機関(指定届出機関)の一覧

(平成24年度)

新規・ 継続の別	管轄保健所	医療機関の名称	医療機関の所在地	インフルエンザ (内科)	小児科	眼科	STD		基幹定点	疑似症
							産婦人科	泌尿器科・ 皮膚科		
継続	甲賀	医療法人社団ゆづりは会 たなか小児科	甲賀市水口町暁2-3		○					○
継続	甲賀	のむら小児科	湖南市石部中央2丁目1-10		○					○
継続	東近江	近江八幡市立総合医療センター	近江八幡市土田町1379	○	○	○	○		○	○
継続	東近江	国立病院機構東近江総合医療センター	東近江市五智町255	○	○					○
継続	東近江	石塚医院	近江八幡市宮内町188-6	○						○
継続	東近江	わたなべ小児科医院	東近江市沖野1丁目5-38		○					○
継続	東近江	西川小児科医院	近江八幡市出町309		○					○
継続	東近江	ともこどもクリニック	近江八幡市鷹飼町450-6		○					○
継続	彦根	彦根市立病院	彦根市八坂町1882	○	○	○		○	○	○
継続	彦根	財団法人豊郷病院	犬上郡豊郷町大字八目12	○	○					○
継続	彦根	医療法人高山内科循環器科	彦根市日夏町2680-35	○						○
継続	彦根	野口小児科	愛知郡愛荘町町沓掛388		○					○
継続	彦根	小児科ふじせき医院	彦根市高宮町2037		○					○
継続	長浜	市立長浜病院	長浜市大戌亥町313	○	○	○	○		○	○
継続	長浜	長浜市立湖北病院	長浜市木之本町黒田1221	○	○					○
継続	長浜	虎姫診療所	長浜市田町61	○						○
継続	長浜	おくのこどもクリニック	長浜市南高田町195		○					○
継続	長浜	岩根医院	長浜市木之本町木之本1112		○					○
継続	高島	高島市民病院	高島市勝野1667	○	○	○			○	○
継続	高島	おかだ小児科医院	高島市今津町名小路一丁目1-6		○					○

感染症発生動向調査の病原体定点医療機関の一覧

(平成24年度)

新規・ 継続の別	管轄保健 所	医療機関の名称	医療機関の所在地	インフルエンザ (内科)	小児科	眼科	STD		基幹定点
							産婦人科	泌尿器科 ・皮膚科	
継続	大津市	大津市民病院	大津市本宮2丁目9-9			○		○	○
継続	大津市	大津赤十字病院	大津市長等1丁目1-35		○				
継続	大津市	医療法人叡湖会大西クリニック	大津市浜大津3丁目7-23	○					
継続	草津	済生会滋賀県病院	栗東市大橋2丁目4-1	○					○
継続	甲賀	公立甲賀病院	甲賀市水口町鹿深3-39						○
継続	東近江	近江八幡市立総合医療センター	近江八幡市土田町1379	○	○				○
継続	彦根	彦根市立病院	彦根市八坂町1882						○
継続	長浜	市立長浜病院	長浜市大戌亥町313						○
継続	長浜	長浜赤十字病院	長浜市宮前町14-7	○	○				
継続	高島	公立高島総合病院	高島市勝野1667	○	○				○

ウイルス感染症実態調査 協力医療機関

医療機関の名称	医療機関の所在地
滋賀医科大学医学部附属病院	大津市瀬田月輪町
瀬田三愛小児科	大津市大萱1丁目15-19
ふじせき医院	彦根市高宮町2037

平成24年 感染症発生動向調査 報告週対応表

1月

週	月	火	水	木	金	土	日
1		2	3	4	5	6	7
2		9	10	11	12	13	14
3		16	17	18	19	20	21
4		23	24	25	26	27	28
5		30	31				

2月

週	月	火	水	木	金	土	日
5				1	2	3	4
6		6	7	8	9	10	11
7		13	14	15	16	17	18
8		20	21	22	23	24	25
9		27	28	29			

3月

週	月	火	水	木	金	土	日
9					1	2	3
10		5	6	7	8	9	10
11		12	13	14	15	16	17
12		19	20	21	22	23	24
13		26	27	28	29	30	31

4月

週	月	火	水	木	金	土	日
13					1		
14		2	3	4	5	6	7
15		9	10	11	12	13	14
16		16	17	18	19	20	21
17		23	24	25	26	27	28
18		30					

5月

週	月	火	水	木	金	土	日
18				1	2	3	4
19		7	8	9	10	11	12
20		14	15	16	17	18	19
21		21	22	23	24	25	26
22		28	29	30	31		

6月

週	月	火	水	木	金	土	日
22					1	2	3
23		4	5	6	7	8	9
24		11	12	13	14	15	16
25		18	19	20	21	22	23
26		25	26	27	28	29	30

7月

週	月	火	水	木	金	土	日
26					1		
27		2	3	4	5	6	7
28		9	10	11	12	13	14
29		16	17	18	19	20	21
30		23	24	25	26	27	28
31		30	31				

8月

週	月	火	水	木	金	土	日
31				1	2	3	4
32		6	7	8	9	10	11
33		13	14	15	16	17	18
34		20	21	22	23	24	25
35		27	28	29	30	31	

9月

週	月	火	水	木	金	土	日
35					1	2	
36		3	4	5	6	7	8
37		10	11	12	13	14	15
38		17	18	19	20	21	22
39		24	25	26	27	28	29
		30					

10月

週	月	火	水	木	金	土	日
40		1	2	3	4	5	6
41		8	9	10	11	12	13
42		15	16	17	18	19	20
43		22	23	24	25	26	27
44		29	30	31			

週	月	火	水	木	金	土	日
44				1	2	3	4
45		5	6	7	8	9	10
46		12	13	14	15	16	17
47		19	20	21	22	23	24
48		26	27	28	29	30	

11月

週	月	火	水	木	金	土	日
48					1	2	
49		3	4	5	6	7	8
50		10	11	12	13	14	15
51		17	18	19	20	21	22
52		24	25	26	27	28	29
		30					

12月